

平成 25 年度 第 5 回 理 事 会 の 開 催

平成 25 年度第 5 回理事会が、平成 25 年 12 月 10 日、日本獣医師会会議室において開催された。議決事項として、①「第 1 号議案 日本医師会との学術協力推進に関わる協定の締結に関する件」、②「第 2 号議案 賛助会員入会に関する件」について諮られ、承認された後、協議事項として、①「1 平成 25 年度地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催状況及び地区獣医師大会における決議・要望事項に関する件」、②「2 副会長の追加選定に関する件」、③「3 20km 圏内の家畜への対応に関する件」、④「4 動物看護職に関する本会の対応に関する件」、⑤「5 療法食への対応に関する件」、⑥「6 消費税増税に関する件」について協議し、了承された。

また、説明・報告事項として、①「1 政策提言活動等に関する件」、②「2 特別委員会の開催等に関する件」、③「3 部会委員会の開催に関する件」、④「4 獣医学術学会年次大会に関する件」、⑤「5 2013 動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件」、⑥「6 WVA 及び FAVA 加盟国の災害発生への見舞いに関する件」、⑦「7 中間監査結果の報告に関する件」、⑧「8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）」、⑨「9 その他」について説明、報告がなされた後、追加議決事項として、「副会長の追加選定に関する件」に諮られ、承認された。さらに連絡事項として、①「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、②「その他」が説明された（議事概要は下記のとおり）。

平成 25 年度第 5 回理事会の議事概要

I 日 時：平成 25 年 12 月 10 日（火）14：00～17：00

II 場 所：日本獣医師会 会議室

III 出席者：

【会 長】 藏内勇夫

【副 会 長】 近藤信雄，砂原和文

【専務理事】 矢ヶ崎忠夫

【地区理事】 高橋 徹（北海道），山内正孝（東 北）
高橋三男（関 東），小松泰史（東 京）
土屋孝介（中 部），三野營治郎（近 畿）
上岡英和（四 国），坂本 紘（九 州）

【職域理事】 酒井健夫（学術・教育・研究）

麻生 哲（開業・産業動物）

細井戸大成（開業・小動物）

横尾 彰（家畜共済）

平井清司（家畜・家畜衛生）

森田邦雄（公衆衛生）

木村芳之（動物福祉・愛護）

【監 事】 岩上一紘，玉井公宏，波岸裕光

【オブザーバー】

北村直人（日本獣医師政治連盟委員長）

（欠 席）南 三郎（中国地区理事）

IV 議 事：

【議決事項】

第 1 号議案 日本医師会との学術協力推進に関わる協定の締結に関する件

第 2 号議案 賛助会員入会に関する件

【協議事項】

1 平成 25 年度地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催状況及び地区獣医師大会における決議・要望事項に関する件

2 副会長の追加選定に関する件

3 20km 圏内の家畜への対応に関する件

4 動物看護職に関する本会の対応に関する件

5 療法食への対応に関する件

6 消費税増税に関する件

【説明・報告事項】

1 政策提言活動等に関する件

2 特別委員会の開催等に関する件

3 部会委員会の開催に関する件

4 獣医学術学会年次大会に関する件

5 2013 動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件

6 WVA 及び FAVA 加盟国の災害発生への見舞いに関する件

7 中間監査結果の報告に関する件

8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

9 その他

【追加議決事項】

副会長の追加選定に関する件

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 その他

V 会議概要：

【会長挨拶】

1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。

(1) 去る11月20日、明治記念館において、発起人である近藤、砂原両副会長、北村政治連盟委員長をはじめ、多くの皆様方により私を激励する会を盛大に開催いただいたことは、大変光栄であり、身を引き締めて職務に取り組む決意を新たにしたところである。

(2) その激励会に先立ち、私が公約として掲げていた、日本医師会との協定を締結させていただいた。本件は事前に理事会で議決するべきであったが、一刻も早く対応すべき現状に鑑み、締結を進めさせていただいた。本日は、改めて十分な審議をお願いしたい。なお、12月12日に福岡県医師会と福岡県獣医師会が協定を締結する予定であり、理事各位においても、それぞれの地域において協定締結の推進に尽力いただきたい。

(3) 狂犬病予防体制整備及び女性獣医師支援の課題については、11月にそれぞれ女性獣医師支援特別委員会、狂犬病予防体制整備特別委員会を設立した。

まず、女性獣医師支援については、林 農林水産大臣から、来年度に向け同省としても取り組む旨力強いお言葉をいただいている。一方、狂犬病予防体制整備については、医師会との協定締結の折、医師会側から、狂犬病予防については、これまで獣医師会は多大な尽力をされており、医師会としても感謝している。狂犬病への対応は大変重要な課題であり、今後、医師会も真摯に取り組みたいとの見解を示された。さらに様々な有識者の意見も聞きながら、厚生労働省をはじめ、関係省庁とも協議を重ね、狂犬病予防体制を構築したい。

特別委員会では、今後、精力的に審議を重ね、一つの方向性を示し、国の施策、予算等に結びつけたいと考えている。

(4) 本日は、協議事項、報告事項等、非常に多岐にわたっており、円滑なる議事の進行に協力いただきたい。

【議決事項】

第1号議案 日本医師会との学術協力推進に関わる協定の締結に関する件

矢ヶ崎専務理事から、今日、国民の間で高病原性鳥インフルエンザをはじめとする多くの人と動物の共通感染症の流行制御への関心や、食品の安全性確保に関する意識が高まる中、医師と獣医師が緊密に連携し、安全で安心な社会を構築することが求められていることから、本会と公益社団法人日本医師会は、学術協力の推進に関する協定を締結することとして協議を重ね、去る11月20日、両者は「公益社団法人日本医師会と公益社団法人日本獣医師会の学術協力の推進に関する協定書」に調印した。本件については、前回第4回理事会及び平成

25年度全国獣医師会会長会議において協定書の内容について説明・報告したが、改めて理事会の承認を諮りたい旨説明された後、補足して酒井理事から、具体的には両者における情報の共有化と連携・協働、可能な情報の相互提供、鳥インフルエンザ、腸管出血性大腸菌等、個別課題への対応、さらに全国レベル並びに地域レベルにおける、医師及び獣医師の交流促進等であり、感染症等において川上を担当する獣医師と川下を担当する医師が国民のため一体的に対応することとし、今後、具体的な内容等を推進したい旨それぞれ説明された後、本議案は異議なく承認された。

第2号議案 賛助会員入会に関する件

矢ヶ崎専務理事から、入会申込みのあった、個人会員1名及び学生個人会員6名について入会の可否が諮られ、本議案は異議なく承認された。

【追加議決事項】

副会長の追加選定に関する件

藏内会長から、副会長の追加選定が諮られ、本議案は異議なく承認された(87頁 協議事項「2 副会長の追加選定に関する件」参照)後、酒井理事から、藏内会長の意向に沿って、全国組織として課題に取り組み、日本獣医師会の発展に微力ながら努めさせていただきたい旨が説明された。

【協議事項】

1 平成25年度地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催状況及び地区獣医師大会における決議・要望事項に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、平成25年度地区獣医師大会における個々の決議・要望事項に対する対処の考え方(別記)が説明された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①例年、要望事項の対応状況は報告されるが、明確な結果に結びついていない。今後、積極的に部会委員会で検討する等、方策を提案いただきたい。例えば狂犬病予防注射事業における、消費税増税後の技術料のあり方については、日本獣医師会と地方獣医師会(地方会)が一体となって議論し、方向性を示す必要がある。②学校動物飼育支援活動における学校獣医師については、医師、歯科医師、薬剤師と異なり、根拠となる法律がないため、制度として進展していない。人と動物の共通感染症から、食中毒、動物愛護まで様々な事項について理解を深めるといふ相乗効果も期待でき、全国的な取り組みとして根拠となる法律の制定を要請願いたい。③平成25年度は、動物看護師制度の国家資格化等の要望はないが、継続すべき重要な事項であり、これらの重要事項は取り組みの進捗状況等を提示願いたい。④公務員獣医師の処遇改善

については、当獣医師会では政権与党に陳情を重ねてきたが、党から議会を通じ国へ請願を提出するので、全国一律に請願を提出すると良いとの提案をいただいたので、地方会が一丸となって取り組みいただきたい。⑤処遇改善について、当獣医師会では、公務員獣医師は、獣医職を離れると給与が減額するという実情もあり、号俸の改定を要請する予定だが、その前に、公務員獣医師の他、全ての職域についての獣医師業務の重要性、社会への貢献度等について市民に対する啓発活動を行い、理解の醸成に努めた上で要請を行うこととした。また、地区大会要望事項についても、日本獣医師会への要請だけでなく、地方会が現場の獣医師に対し真摯に業務に取り組むよう指導することも重要である。⑥当獣医師会では、若い公務員獣医師が会費が負担となる等の理由で退会し、4割の獣医師が非会員という実情である旨の意見・要望等があり、これに対して、①については、矢ヶ崎専務理事から、多くの課題については、予算計上し、事業を推進しており、難問についても焦点を絞り、突破口を見出すよう努めている。制度的な課題については、省庁により課題への対応状況は異なるが、引き続き要請を実施したい。特に狂犬病予防対策、女性獣医師支援、獣医学教育の整備・充実、獣医師の処遇等は重要課題と認識しているが、処遇改善は公務員獣医師の充足に繋がるので、最重要課題として取り組みたい。藏内会長から、決議要望事項については、課題ごとに現段階で評価し、1年後、その進捗状況を報告したい。また、2年間で多くの課題を扱くと、広く浅い取り組みとなるため、現状で特に重要と思われる課題については、特別委員会を設置して重点的に取り組むこととした。一方で、地区の課題についても、方針を打ち出し、取り組み方向を示しているので地区理事各位におかれては、地元での説明に努めていただきたい。特に狂犬病予防対策については、我々獣医師だけの議論では、利益誘導との誤解を与えることもあり、人の健康を守るという観点から、医師会との連携した取り組みが良い。各地区大会において厚生労働省の局長から「今後感染症等については獣医師会と医師会の連携を深めていただきたいし、そのような取り組みを重視する」旨の挨拶をいただいております。今後、精力的に取り組むたい。酒井理事から、感染症法には獣医師の届出の義務があり、今回の台湾で発生した狂犬病の他、食肉検査等の食品衛生等、人の健康の確保が目的であり、おのずと獣医師会と医師会は緊密な連携を取ることとなる。②については、木村理事から、共通感染症は、人の医療の中でも重要事項であるし、動物福祉・愛護の啓発、子供たちへの情操教育は我々獣医師の責務であり、文部科学省（文科省）が国の施策とした際、獣医師会が責任を持って取り組めることを同省に理解してもらう必要がある。藏内会長から、学校獣医師制度は、本会の要

請で文科省の指導要領の中に学校飼育動物について初めて記載されたが、自治体と地方会の連携不足も課題であり、部会委員会での検討を依頼したい。③については、藏内会長から、動物看護職等については、重要課題と考えており、後ほど、細井戸理事からこれまでの経緯を説明いただくが、それを踏まえた取り組みを進めたい。④については、藏内会長から、10年ほど前、福岡県議会では地方公務員の処遇改善に対する請願を委員会で通し、意見書を採択して、全国都道府県議長会に上程し、採択された。さらに当時、全国知事会長が福岡県知事であったことから、知事会でも上程する準備をしていると、国から、それなら地方の交付金を減額すると横槍が入った。そのため、別の方法を模索した結果、初任者調整手当の増額という対応を進めてきた。現在、28の都府県が取り組んだが、関東地区等は獣医師の大きな不足がない他、財政事情等を理由に、47都道府県が一律に対応していない状況にあるが、これを実現することが処遇改善の第一歩と考えている。なお、今回の提案については、地方議会は処遇改善という、同じ内容の意見書を提出できないため、例えば学校動物飼育あるいは動物看護職等の事項を付加して、請願でなく、意見書の取り組みが望ましい。これを全国から提出いただき、全国都道府県議長会、全国知事会と採択していただく。現在の自由民主党（自民党）政権に対しては、獣医師政治連盟の北村委員長の働きかけにより、認識を深めていただいております。1、2年のうちに全国共通の取り組みとしたい。現在、医療職等、特別な給与表を作ることは法的に困難であるが、調整手当が一つの基準となり、都道府県の人事委員会ベースでの給与表として改善がなされるよう、請願だけでなく、意見書提出についても引き続きお願いしたい。⑥については、藏内会長から、毎年、全国公衆衛生獣医師協議会、全国家畜衛生職員会から要請をいただき、これに取り組むことにより、関係獣医師の入会促進に繋がっているが、公務員の入会率の低い獣医師会へは、私が訪問し依頼することも考慮したい旨がそれぞれ説明され、了承された。

2 副会長の追加選定に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、副会長については、本会定款第26条第4項の規定により、執行理事の中から3名以内を理事会が選定することとされ、平成25年度第3回理事会（平成25年6月28日開催）において、副会長2名が選定されたが、人と動物の共通感染症の防疫における獣医師と医師との連携、女性獣医師の活用のための支援対策等の新たな業務の推進、山積する重要課題の解消の促進を図るため、現行の執行体制の強化として、現行の執行理事の中から3人目の副会長を追加選定し、副会長を3名制とすることについて、理事会の意見を求め

る。なお、3人目の副会長の追加選定に当たっては、総会において了解を得た上で、選任手続きを行うこととしたい。補足して、藏内会長から、現在、近藤副会長に西日本地域と産業動物分野を、砂原副会長に東日本地域と小動物分野を分担いただいているが、スピード感を持って解決すべき課題、この1期2年でぜひ道筋を立てたいという課題に対し特別委員会を設置したところである。これが、事務局に負担をかけているため、各位の協力を得て強力な執行体制としたい。ただし、経費についても十分考慮し人物を選任させていただきたい旨説明がなされた。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①副会長3人制は前執行部からの検討を経て、制度化されたものであり、会長が早急に副会長を増員することが獣医師会全体の利益となると判断されたので、賛同いただきたい。②理事各位が一丸となって総会に臨めるよう、また、できるだけ早い段階で新たな副会長に業務に当たっていただくよう、候補者がおられるなら披露いただきたい旨意見等があり、藏内会長から、本件について、理事各位の意見を得た上で、了解をいただけるのであれば、私から名前を申し上げたい旨が説明され、了承が得られた後、既にこの3つの特別委員会に専任で担当いただいている酒井理事に来年の総会において副会長として推薦させていただきたい。また、急遽、議決事項として改めて提案したい旨説明がされ、了承された。

3 20km 圏内の家畜への対応に関する件

矢ヶ崎専務理事から、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内に放置された家畜（福島原発警戒区域内の家畜）の対応については、平成24年度第5回理事会（平成24年12月5日開催）において、同域内の家畜を研究に活用することを目的として設立された「一般社団法人 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる家畜と農地の管理研究会」（家畜と農地の管理研究会）の活動に対して支援することが了承され、同研究会に対して、東北関東大震災動物救護活動等支援義援金から当面の必要経費として、平成24年12月に1,000万円、平成25年3月に1,000万円の合計2,000万円が交付されている。今回、同研究会から域内の家畜の救護活動に対する3,000万円の追加支援の要請があり、義援金から追加交付について意見を求めたい。なお、今後の活動計画としては、家畜の救護活動は終息に向けて取り組むとともに、今回の追加支援を最終支援とし、以降、自立の方向で活動される旨説明がなされた後、義援金は、目的外使用は困難であるし、その使用を誤ると問題となる。残額は使い切る必要はあるが、今回3,000万円の一括要望は内容に鑑み慎重を期すべきである旨の意見等が出され、藏内会長から、研究の計画、成果を書類で提出いた

き、支援金額についても精査したい、さらに研究会から福島県獣医師会の了解は必ず得ることとし、支援を希望する研究会自身に努力いただく旨回答され、なお、本件については、早急な支援が求められているため支援額等については執行部に一任することとされ、了承された。

4 動物看護職に関する本会の対応に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、前回の理事会において、認定動物看護師の国家資格化に対する本会の取り組みの経緯について整理し、共通認識を持って今後検討を進めるべきとの指摘を踏まえ、今回、細井戸理事から説明をいただく。細井戸理事から、動物看護職に関する日本獣医師会の対応の経緯と今後の対応方針が説明された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①動物看護師統一認定機構（機構）のホームページに「公的資格になった際、自動的に移行する」との誤った記載があり、これを削除しなければ、信じて資格を取ったとクレームが出る。②農林水産省の報告書では、平成32年を目標に国家資格とするとあるが、本会と地方獣医師会、さらに獣医学系大学、専門学校が一丸となって取り組む必要がある。③機構については、組織整備、一定の支援の継続、本会への報告義務に留意し、課題へ取り組むべきである。動物看護師は、職業として既に存在しており、高位平準化を目指す方向での取り組みを望む。④産業動物については、畜主がおり、現状で看護師は必要ないが、大きな枠組みで職業と位置づけるなら法改正等の取り組みが必要となる。⑤本件は、理事が共通の認識を持ち、各地方会に伝達し、意見を集約する必要がある旨の意見があり、細井戸理事から、①については、ホームページ上にそのような表現があったが、クレームに対しては丁寧に説明したいと考えている。②については、農水省が国家資格化を明言したのではなく、獣医療の提供体制整備するための第三次の基本計画について、23～32年の間の内容について検討された結果、そのような指針が示されたということである。今後、我々獣医師間での理解の醸成、教育機関との調整に努めたい。④については、認定動物看護師の職務、国家資格化した後の職務等について議論が必要である。産業動物分野についても、動物看護師が獣医療の一度役割を担えば、獣医師不足も解決する。大学の新設等による獣医師の過剰供給は薬剤師等の二の舞になる。首都圏での過当競争と地域による偏在等の状況で、小動物分野では看護師は必要であるし、他分野でも必要な役割はあると思われ、今後とも取り組みを推進したい旨説明された後、藏内会長から、動物看護職関係者に対しては、獣医師会として課題を整理して、できることから取り組みたい旨説明しているが、本日、指摘のあった事項は、今後、整理をした上で引き続き取り組みたい旨説明され、了承された。

5 療法食への対応に関する件

矢ヶ崎専務理事から、本会小動物臨床部に設置した「療法食の在り方検討委員会」において検討を行い、今後、適正使用推進体制の具体的な整備を図るため、非営利目的の第三者組織が必要である等提言されたが、この度、関係者から、第三者組織（一般社団法人 獣医療法食評価センター(仮称)）を設立して対応することを計画していることについて、情報提供があった旨説明され、了承された。

6 消費税増税に関する件

矢ヶ崎専務理事から、平成26年4月1日に予定されている消費税増税（税額を5%から8%に増額）に関し、①現在、内税方式で消費税を転嫁しているもののうち、消費税額を考慮して価格を定めているものについては、消費税5%を内税として現在の価格に算入していることとして原価を計算し、消費税の増税にあわせて8%を税額として加算する。価格表示は、今後外税方式に変更する（獣医師会雑誌協賛金（広告料））、②現在、内税方式で消費税を転嫁している以下のもの（①を除く）については、増税分の消費税を転嫁しない。価格表示は、今後内税方式で行うものとする（頒布物品（証明様式等）、マイクロチップ登録手数料、生涯教育ポイント手数料、獣医師会雑誌の投稿・別刷り等にかかわる手数料）、③現在、外税方式で消費税を転嫁しているものについては、消費税の増税にあわせて8%を税額として加算する。価格表示は、今後も外税方式で行うこととする（家賃・テナント収入、保険事務手数料、本会の頒布物品（動物適正飼養テキスト））ものとし、平成27年10月1日（税額を8%から10%に増額の予定）の対応については、別途協議する旨が説明され、了承された。

【説明・報告事項】

1 政策提言活動等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、次の要請活動について報告がされた。

- (1) 平成25年4月16日：
公明党獣医師問題議員懇話会あて
「チーム獣医療体制整備の推進に関する要請」
- (2) 平成25年9月19日付け25日獣発第175号：
自由民主党獣医師問題議員連盟あて
「獣医療に関する施策の整備・充実について(要請)」
- (3) 平成25年10月24日付け25日獣発第210号：
都道府県知事あて
「都道府県獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について」
- (4) 平成25年10月29日付け25日獣発第212号：

麻生太郎事務所あて

「獣医師の処遇改善について(要請)」

- (5) 平成25年10月31日付け25日獣発第213号：
公明党獣医師問題議員懇話会あて
「獣医療に関する施策の整備・充実について(要請)」
- (6) 平成25年10月31日付け25日獣発第214号：
自由民主党幹事長、同総務会長、同政務調査会長、公明党獣医師問題議員懇話会あて
「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について(要請)」
- (7) 平成25年11月8日付け25日獣発第190号：
農林水産省消費・安全局長、農林水産省経営局長
「獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実について(要請)」
- (8) 平成25年11月15日付け25日獣発第191号：
厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長あて
「人と動物の共通感染症対策の整備・充実について(要請)」
- (9) 平成25年11月15日付け25日獣発第226号：
環境省自然環境局長あて
「動物福祉・管理施策等の整備・充実について(要請)」
- (10) 平成25年11月27日付け25日獣発第233号：
人事院給与局長、総務省自治行政局公務員部長あて
「獣医師の処遇改善について(要請)」

2 特別委員会の開催等に関する件

酒井理事から、藏内会長が重点課題として挙げた、3つの課題（①狂犬病予防体制整備、②女性獣医師支援、③日本医師会との連携推進）について特別委員会を設け検討することとされ、まず、①については、狂犬病予防体制整備特別委員会（委員長：中島 神戸市獣医師会会長、副委員長：高橋 北海道獣医師会会長）を設置し、11月22日に第1回委員会を開催して、台湾での発生事例等について、農水省並びに厚労省の担当官から各省庁の取り組み状況、さらに現地調査をされた井上委員（国立感染症研究所）から、侵入したのではなく、現地に存在していたものと想定される旨情報提供をいただいた後、獣医師会での取り組みの現状、今後の予防体制の整備のあり方、学術的な視点での取り組み等についての意見が交換され、12月中に各委員からの意見を聴取し、取りまとめの上、議論を詰めることとした。②については、「女性獣医師支援特別委員会（委員長：栗本 日本乳業技術協会理事、副委員長：稲垣 神奈川県湘南家畜保健衛生所長）」を設置し、11月13日に第1回委員会を開催して、既に医師会では支援センターを設置されている

が、国でも支援するという方針であり、離職者の復帰支援、職場環境改善等により潜在能力を発揮されるよう検討することとし、様々な分野の方に委員に就任いただいた。獣医事に従事しない方、現在、無職の方を現場に復帰させ、国家ライセンスを100%活用できる仕組みを検討したい。当面は実態を調査するので、協力をお願いしたい。③医師会との連携については、先ほど協定書の締結について事後承認をいただいたが、現在、具体的な連携の準備をしており、今後、様々な企画に取り組みたい旨が説明された後、アンケートについては、専門のコンサルタントを入れ、委員とともに設問を作ると有効な調査ができる旨意見があり、酒井理事からアンケートについては個人情報の取り扱いに留意するとともに、今までにない方法、例えば口コミ、ホームページ等を活用し、本年度の事業として、迅速に作業したい旨説明された。

3 部会委員会の開催に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、新たな任期で組織された各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部長である職域理事から次のとおり説明がなされた。

まず、酒井理事から、獣医学部会の①学術・教育・研究委員会については、10月28日に第14回委員会を開催し、フリートーキングで意見交換をした後、5つの課題については小委員会で検討することとし、委員5名に小委員長に就任いただき、具体的な検討を進めることとした。なお、前回の理事会において、これまでの本会の獣医学教育への取り組みについて質疑があったが、昭和45年に本会から文部省と農水省に獣医学教育年限の延長を要請により6年制教育を実現したこと、平成13年に「獣医学教育のあり方に関する懇談会（委員長：黒川日本学術会議副会長(当時)）」を設置し、現在の教育改善の考え方の礎となっている「獣医学教育の今後のあり方」を取りまとめたこと、同年国立大学と公立私立大学へ教育カリキュラム、システムを提言したこと、平成16～17年に学術・教育・研究委員会において、大学が自己点検・評価を行うに当たり指標となる標準的カリキュラムを整備したこと、また平成17年以降同委員会で外部評価について検討し、現在、文科省が大学の評価の基本方針としている中間報告を取りまとめたこと、平成20年に国公立大学法人化以降の獣医学教育をめぐる環境の変化に対応するため、関係者懇談会を開催したこと、以降、様々な機会に文科省へ申し入れを行い、同省では「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置され、今現在の第3期目の検討を行っていること等、このように本会は獣医学教育に取り組み、中心的な役割を果たしており、国立、私立を問わず、教育、国家試験、獣医師の質の向上について意見を具申する等、要請活動を継続したい旨報告された。

次に麻生理事から産業動物臨床部会の②産業動物臨床・家畜共済委員会については、10月7日に第17回委員会を開催し、前期報告書の内容は総花的であったが、日本の畜産振興の推進なくして、獣医学生は産業動物分野を志向しないこと、獣医師としての努力を怠り、農家や関係者の側に立った診療を行う輩もいるが、獣医師は崇高な倫理観を持ち、生産者、消費者から信頼される高度な専門職業人であるべき旨再確認し、今期の検討に入った。意見交換では、産業動物臨床部会については、現場の課題に対して速やかに行動し、積極的に課題を解決する組織であるべきこと、また臨床の最前線においては、家畜保健衛生所、共済組合、開業者が相互に連携し、農家に対し速やかに対処し得るようなシステムの構築が望まれること、鶏、豚の分野では、安定した収入が得られなければ、学生はこの分野に進まないため、新しい産業動物の臨床獣医師像を示す必要があること、具体的には管理獣医師の定義、役割を明確にし、制度化するためのガイドライン策定が重要であること等の意見が出された。今期委員会では動物用医薬品指示書の対策も含め、具体的な取り組みを示すことが最大の課題であり、各畜種（牛、豚、鶏、馬、その他）別に検討するための小委員会を設置することとした旨が説明された後、補足して、横尾理事から、家畜共済関係としては、本年度農水省が診療所等へ立ち入る等して薬剤の使用実態調査を行い、規定薬剤の用法外の使用分については給付しないとして、調査の際、カルテ上で該当した薬品の経費については、遡って返還するよう指導された。委員からは、実際に抗生物質等で感受性試験をすれば効果が確認できるものもあり、今後、本会から動物用医薬品協会等に効能の追加、用量の見直し等を要請する必要がある旨意見が出された。また、牛白血病については、共済獣医師が診療すれば良いとの意見もあったが、それでは共済だけの負担となり、他の農家の被害率、掛金が高額となる等の影響があるため、農水省における防疫を含めた体制の構築により、現場での対応に努めたいとの意見があった旨が報告された。

続いて、細井戸理事から小動物臨床部会の③小動物臨床委員会については、10月30日に第14回委員会を開催し、これまでの取り組み等の報告の後、フリートーキングで意見交換を行い、検討課題である、卒後臨床研修と新卒獣医師の就業の偏在、小動物診療実態調査、認定動物看護師制度、小動物獣医療開業ガイドラインについて、それぞれワーキンググループを設置し検討することとした旨報告された。

また、木村理事から、動物福祉・愛護部会の④動物福祉・適正管理対策委員会については、11月8日に第6回委員会を開催し、前期での災害時の動物救護の取り組み体制のあり方の検討を踏まえ、各地方会での取り組み状

況、マイクロチップの取り扱い等について意見を交換し、災害時の獣医療提供体制については、小委員会を設け、平常時あるいは災害時の第一次から三次での段階別の支援、コンピューターソフトによる各地方の災害シミュレーション、さらに科学的、数字的な視点に基づき検討し、来年度中に本会を中心とした全国組織連絡網を策定したい。なお、マイクロチップについても小委員会を設け、啓発等について検討したい。⑤学校動物飼育支援対策検討委員会については、9月24日に第1回委員会を開催し、全国的な取り組み推進の国への要請について検討することとした。⑥日本動物児童文学賞審査委員会は、7月30日に第25回委員会を開催し、大賞1点、優秀賞2点、奨励賞5点を選定し、動物愛護週間中央行事において表彰を行った旨報告された。

最後に矢ヶ崎専務理事から、職域総合部会の⑦総務委員会については、10月1日に第12回委員会を開催し、まず、広報活動の充実・強化策等の課題についてフリートキングでの意見交換を行い、特にホームページについては、医師会では医学生専門の情報提供も充実しており、今後の入会促進のため、獣医学生専用のホームページの作製等も検討すべきとの意見が出された。また、次に役員選任規程の見直しについては、旧役員が新役員を選定することを疑問視する意見等が出された。また、本会の会費のあり方については、地方会ではそれぞれ事情があり難しい課題ではあるが、構成獣医師の均等割り会費部分の預かり金処理等については検討を要するとされた。続いて、組織基盤強化対策については、学生に対する誘導が重要であること、さらに危機管理対策については、本会の維持すべき機能とその保持のあり方を検討すること、一方、獣医師の職業倫理の向上対策については、旧定款に規定された獣医師道委員会が廃止されたため、総務委員会の中に獣医師職業倫理向上委員会を設置し、職業倫理の一層の推進を図ることとし、来年2月の学会年次大会において、本会の獣医師職業倫理向上対策活動の経緯、弁護士からの獣医療過誤、ペット保険の課題について検討することとしている。なお、先般、保険金詐欺容疑で獣医科病院の院長が逮捕されたことに対し、本会ホームページにおいて、職業倫理が欠如しており、人と動物が共生する社会を目指す獣医師・獣医師会の活動とも相反する行為であるとして、今後獣医師の職業倫理の向上のための活動等を強化するとともに、再発防止のために本件について調査分析する旨掲載したことが説明された。

4 獣医学術学会年次大会に関する件

矢ヶ崎専務理事から、平成25年度については、平成26年2月21日(金)～23日(日)、幕張メッセ、東京ベイ幕張において、千葉県獣医師会共催(千葉県獣医師会運

営委託・関東地区獣医師会連合会協力開催形式)により、平成26年度については、平成27年2月13日(金)～15日(日)、岡山コンベンションセンター、ホテルグランヴィア岡山において、岡山県獣医師会共催(岡山県獣医師会運営委託・中国地区獣医師会連合会協力開催形式)により、平成27年度については、平成28年2月26日(金)～28日(日)、秋田キャッスルホテル、アトリオン、秋田ビューホテル(予定)において秋田県獣医師会共催(秋田県獣医師会運営委託・東北獣医師会連合会協力開催形式)により開催する予定である旨説明された。

5 2013動物感謝デー in JAPAN開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から、2013動物感謝デー in JAPAN“World Veterinary Day”は、台風27号の接近のため開催を中止としたが、関係各所への連絡等所要の手続きも円滑に行うことができ、関係記事を日本獣医師会雑誌に掲載した旨説明された。

6 WVA及びFAVA加盟国の災害発生への見舞いに関する件

矢ヶ崎専務理事から、業務運営幹部会議において、「WVA及びFAVA加盟国の災害発生への見舞いについて(申合せ)」を策定し、①対応の範囲(原則としてWVAまたはアジア獣医師会連合に加盟する獣医師会の所在する国または地域における大規模災害を対象)、②対応の内容(見舞いのメッセージ(災害による死亡者が1,000人未満等))、見舞金の送金(災害による死亡者が1,000人以上の場合、原則として1,000USドルに相当する金額等)の基準を規定した旨説明された。

7 中間監査結果の報告に関する件

玉井監事から、本日、午前中に執行部から丁寧な説明を受け、また証拠書類等の提示により監査した結果、業務内容は適正であり、会計についても9月末時点での帳簿残高と証拠書類とは合致していた。あわせて昨今の報道等にある公益社団法人として、不適切な団体、反社会的な団体との交際、取引についても、支出帳簿と職員の聴取等により監査したが、問題はなかった。なお、9月以降ではあるが、本会の危機管理について、動物感謝デーの中止及び構成獣医師の不祥事については、円滑な対応を評価いただきたい旨報告された。

8 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

矢ヶ崎専務理事から、平成25年8月11日以降平成25年11月20日までの業務概況等について説明がなされた後、各地区理事から、地区連合獣医師会関係会議等に関する活動報告が行われた。

9 その他

日本獣医師政治連盟の活動報告

北村委員長から、11月20日に開催された藏内会長を激励する会には、55の地方会を含めて、獣医療関係者の皆様方の多大な尽力をいただいたことに感謝する。当日は、衆議院議員が78名、参議院議員が38名という多

数の国会議員に出席いただいた。その後も日々、我々が求めている獣医師像、獣医療についての陳情要請に努めているが、地区理事各位におかれては、地元出身の国会議員に対し、自民党の獣医師問題議員連盟、公明党の獣医師問題懇話会等へ入会について特段の配慮をいただきたい旨説明された。

【別記】

平成25年度地区獣医師大会における個々の決議・要望事項に 対する対処の考え方

1 日本獣医師会が主として対応する事項

(1) 獣医学教育体制の整備・充実関係

- ・大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学研究科設置（近畿地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、これまで理事会、全国獣医師会会長会議において説明してきたとおり、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するものであり、大阪府立大学における獣医学研究科の設置についても支援する立場にある。

イ 最近、国立大学においては、共同獣医学部・学科を設置される等、自助努力による改善が進んでいる。文部科学省においては、同省高等教育局長の私的諮問機関である「獣医学教育の改善・充実に関する調査協力者会議」の意見を「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」として平成23年5月に公表するとともに、提言事項の進捗状況等のフォローアップを実施するなど獣医学系大学関係者への支援を強めており、本会としてもその内容が実現するための支援を要請したところである。

ウ なお、「特区提案」による獣医学部新設については、これまでの本会の主張どおり、規制官庁の適切な対応を求めていく。

2 日本獣医師会及び地方獣医師会がともに対応する事項

(1) 口蹄疫等の家畜伝染病及び人と動物の共通感染症（共通感染症）に対する防疫体制の充実・強化並びに食の安全の確保及び畜産振興関係

- ア 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実
- ・牛ウイルス性白血病の清浄化（北海道地区）

- ・共通感染症に関する正しい知識の提供（関東・東京地区）
 - ・口蹄疫等悪性伝染病の防疫体制の強化（関東・東京地区）
 - ・①家畜伝染病対策のための獣医師の確保、②輸入検疫の強化、③共通感染症対策の強化、④家畜伝染病に関する情報網の整備（四国地区）
 - ・獣医療提供体制の推進と関係機関等の連携強化（輸入検疫の強化、関係機関等の連携強化）（九州地区）
 - ・家畜伝染病・共通感染症に的確に対応できる人員確保のための国からの予算支援（家畜衛生職員会）
 - ・バイオハザードに配慮した施設・機器整備への国の助成（家畜衛生職員会）
 - ・獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（家畜衛生職員会）
- イ 食の安全の確保及び畜産振興
- ・畜産振興のための①獣医療提供体制への支援、②生産者へのとう汰家畜に係る救済措置（東北地区）
 - ・安全な畜産物の生産につながる農場管理獣医師制度の構築推進（近畿地区）

〔考え方・対応等〕

ア 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実については、本会として、①防疫要員である獣医師の確保、②施設・機器整備のための予算措置の充実、③自衛防疫組織強化のための予算措置の充実等について、関係各所に要請活動を行ってきた。

また、平成25年11月、本会と日本医師会との連携に関わる協定書を取り交わし、関係官庁には共通感染症防疫対策に関わる医師会との連携に関わる体制整備の支援についても要請した。さらに、関連部会である産業動物臨床部会の産業動物・家畜共済委員会、畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会、公衆衛生部会の公衆衛生委員会等関係部会委員会において関連する事

項に関する検討を行い、関係機関にその報告書を提出して要請活動を行ってきたところである。

イ 一方、農林水産省では口蹄疫対策検証委員会における本会の提言を踏まえて、家畜伝染病予防法の一部を改正して家畜伝染病に対する防疫体制の整備を行い、また、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次）」の策定においても本会の意見が取り上げられ、これらに基づいて防疫体制・獣医療提供体制の整備が行われているところである。

ウ また、平成22年度から本会を含む獣医療関係団体で組織する獣医療提供体制整備推進協議会が、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し、農場から食卓までの食の安全に関わる高度な技術を有する獣医師及び管理獣医師の確保に努めているところである。今後は、本件に関連する部会委員会において検討を行い、提言、要請活動を行っていく予定である。

(2) 狂犬病対策の充実・強化関係

- ・ 狂犬病予防事業に対する財政的基盤の構築（狂犬病防疫への国費の投入）（東北地区）
- ・ ①国、地方公共団体、獣医師会が一体となった普及啓発事業の創設、②厚生労働省、農林水産省が一体となった獣医師専門家研修の実施、③ワクチン副反応に対する公的保障制度の創設（中部地区）
- ・ ①行政機関による狂犬病予防注射を行う獣医師の把握及び直接指導、②地域防災体制の整備拡充における共通感染症の予防に関する事項の明記、③動物飼育頭数調査の実施、④狂犬病行政に関するシステムの一本化（近畿地区）
- ・ ①狂犬病予防対策の重要性の周知、②地方自治体と獣医師会の連携による鑑札・注射済表の装着の推進、③犬へのマイクロチップの装着の推進、④不妊手術の推進（四国地区）
- ・ 犬の登録に対するマイクロチップ装着の義務付け（中国地区）
- ・ ①狂犬病予防注射率向上のための国と地方公共団体との連携の強化及び実効性のある広報活動の実施、②犬の登録制度に基づくマイクロチップの装着の義務化と飼育頭数の把握、③関係業界への狂犬病予防対策の普及・啓発・広報活動の呼び掛け（九州地区）

[考え方・対応等]

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、本会として、①輸入検疫措置の強化による侵入防止、②国民に対する狂犬病予防の重要性に関する普及啓発、③マイクロチップによる所有の明示措置を活用した狂犬病予防対策と動物福祉・管理対策との効率的な運営、④犬の飼育実態の正確な把握等について要請活動

を行ってきたところである。

イ 本件については、本会の最重要課題の一つに位置付け、各地方獣医師会の意見を十分踏まえながら、抜本的な検討を実施することとして、「狂犬病予防体制整備特別委員会」を設置して検討を開始したところである。

ウ 地方獣医師会にあっては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるとともに、新しい公益法人制度に対応するためにも、狂犬病予防事業が獣医師会の実施する公益事業として社会的理解の下で実施されるよう尽力いただきたい。

(3) 獣医師需給対策の推進と処遇の改善関係

ア 産業動物診療獣医師の確保対策

- ・ ①家畜共済診療点数表の改善、②生産環境の向上のための支援、③産業動物臨床獣医師確保のための獣医学教育の充実（中部地区）
- ・ ①家畜共済点数表の改善、②奨学金制度の拡充、③大学教育における産業動物診療カリキュラムの充実（中国地区）
- ・ ①家畜共済制度の充実、②地域就業優先入学枠の導入（九州地区）

イ 公務員獣医師の確保対策

- ・ 国における給与体系、諸手当等の改善のための措置（中部地区）
- ・ ①獣医師専門給与表の制定、②民間獣医師雇上手当の改善、③家畜伝染病発生時の緊急防疫に関する手当のための財政措置（近畿地区）
- ・ ①医師と同等の給料表の制定、②団体に勤務する獣医師の処遇の改善、③獣医師の採用の確保と定年延長、④保健所所長を「医師又は獣医師」とする地域保健法の改正（四国地区）
- ・ ①獣医職専門給与表の新設と初任給調整手当の拡充、②大学教育における公務員関係カリキュラムの充実、③学校教育における食育を充実する中で家畜衛生・公衆衛生の重要性を教育（中国地区）
- ・ ①医師と同等の給料表の制定、②管理職ポストへの獣医師の積極的登用、③地域就業優先入学枠の導入（九州地区）

[考え方・対応等]

ア 獣医師の需給対策については、本会として、給与等の処遇改善とともに①大学教育における獣医師不足職域就業への動機付け、②修学資金給付制度の拡充、③獣医療法における都道府県計画の実現に向けてのフォローアップ、④公務員の人事交流の推進と分野間の連携等について、関係各所に要請活動を行ってきたとこ

ろである。

また、平成25年度においては、地域・職域偏在問題の解決を図るための方策の一つとして、女性獣医師の就業支援の推進に関する要望を提出した。

イ 農林水産省においては、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次）」に基づく都道府県計画が各都道府県において策定されており、農林水産省においては、都道府県計画の実行性等の検証が行われているところである。

ウ また、平成22年度から農林水産省の補助を受けて、本会を含む獣医療関係団体に組織する獣医療提供体制整備推進協議会が実施する「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」においては、①卒後間もない産業動物獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物獣医師、公務員獣医師の職域への定着を促している。

エ 本会、地方獣医師会の関係各所への働きかけの結果、地方公務員獣医師の処遇改善の対応については、調整給の増額、初任給調整手当の増額・支給期間の延長や、新規ポストの獲得等が半数以上の都道府県で実現しており、最近では、公務員獣医師を志望する獣医学生が増加していると聞いている。

今後も全国知事会等に要請するとともに、地方獣医師会からも地方自治体への一層の要請をお願いしたい。

(4) 動物福祉・管理対策、野生動物対策の推進関係

ア 動物福祉・管理対策、マイクロチップの普及推進

- ・①飼育動物へのマイクロチップ装着の義務付け、②自治体、関係機関へのリーダーの配置の促進、③情報管理システムの充実、④装着費用の助成と啓発（北海道地区）

・熟年世代が安心して動物と暮らすための終生飼育に向けた社会基盤の整備（関東・東京地区）

・マイクロチップの装着と登録の義務化（関東・東京地区）

・①不妊・去勢手術の推進等飼い主責任の徹底、②行政・関係団体との連携による動物愛護管理体制の推進、③共通感染症に関する知識の普及啓発（四国地区）

・マイクロチップ装着に対する国及び地方自治体の助成措置

イ 災害時の動物救護対応の充実・強化

・動物救護マニュアルの策定とシミュレーションの実施（関東・東京地区）

・災害時における動物救護施策の推進（四国地区）

・①災害時における動物シェルターの設置と避難マニュアルへの明記、②同行避難への理解醸成と同行避

難訓練の実施（九州地区）

ウ 学校動物飼育支援対策の推進

・動物ふれあい教室の拡充・強化（関東・東京地区）

・学校飼育動物支援体制の推進（四国地区）

・①学校獣医師の設置と制度化、②教員養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備（中国地区）

〔考え方・対応等〕

ア 動物福祉管理対策・野生動物対策については、これまで、改正動物愛護管理法に関わる規制整備とその円滑な施行、特にマイクロチップの普及推進と災害の動物救護に関わる体制整備、また、国及び地方公共団体の野生動物所管部署における獣医師の配置等について要請を行ってきたところである。

イ マイクロチップの普及対応については、各地区の決議要望事項の内容を踏まえて、本会における関係事業を推進するとともに、義務化に向けての施策の推進について要望することとしている。

ウ 東日本大震災における被災動物救護活動については、多くの国民の理解と支援を背景として、被災地の地方獣医師会、被災地を支援する全国の地方獣医師会と本会が連携・推進し、多くの地域では活動が収束している。

一方、福島県においては、未だに被災動物救護活動が行われており、本会としては、福島県獣医師会による被災家庭動物への対応及び一般社団法人 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる家畜と農地の管理研究会による被災家畜への対応への支援を継続してきた。

エ また、東日本大震災においては、これまで我々が経験したことのない状況の中での対応を迫られ、様々な教訓を残した。

本会では、これらの教訓をもとに、動物福祉・愛護部会の動物福祉・適正管理対策委員会において、今回の決議要望の事項の内容も踏まえて、新たな体制整備のためのガイドラインの策定に向けての検討を進めているところである。

オ 学校動物飼育支援活動については、動物福祉・愛護部会の学校動物飼育支援対策検討委員会において検討を進めるとともに、獣医学術学会年次大会の場での拡大委員会・シンポジウムの開催を通じて対応を図ることとしている。また、野生動物対策についても、職域総合部会の野生動物対策検討委員会において地方獣医師会及び関係会員の意見を十分に伺うとともにその意向を踏まえて、将来に通用するガイドラインを策定しているところである。

カ 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策を円滑に展開するためには国民の理解・支援を得る

ことが重要であり、動物感謝デー in JAPAN等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活動等に関する普及・広報活動を行っていくこととしている。地方獣医師会においても、普及啓発活動の意義を十分にご理解いただき、地域ごとに独自の活動を実施されたい。

(5) 獣医療提供の質の確保関係

- ・獣医学教育における倫理教育の重要性の提言（中部地区）
- ・獣医療に関する広告制限の適正化のための獣医療広告ガイドラインの見直し（中国地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医師の職業倫理については、獣医師倫理綱領としての「獣医師の誓い—95年宣言」並びに獣医師の活動指針としての「小動物医療指針」及び「産業動物医療の指針」を獣医師倫理関係規程集として取りまとめ、構成獣医師に配布して普及を図ってきたところである。

イ また、同規程集を各獣医学系大学に配布し、各大学における職業倫理教育に活用していただくよう呼び掛ける等、大学における職業倫理教育の重要性について提言してきた。

ウ また、農林水産省の補助を得て実施してきた獣医療提供体制整備推進事業においては、新規獣医師に対する職業倫理、コミュニケーションスキル及び関係法令に関する講習会を実施している。

エ 本件に関しては、大学の獣医学の導入教育としてモデルコアカリキュラムには掲載されているが、その重要性を十分に認識してカリキュラム、プログラムを充実強化するよう提言を行っていくこととしたい。

地方獣医師会においても、近隣の大学に働きかけるとともに、会員向けの職業倫理に関する教育を積極的に実施されたい。

オ 獣医療広告については、関係委員会等で協議の上、必要に応じて要請活動等を実施することとしたい。

(6) そ の 他

ア 伴侶動物の国勢調査

- ・国勢調査における犬・猫に関する調査項目の追加（中部地区）

〔考え方・対応等〕

本会としては、狂犬病予防対応の観点から、犬の飼育実態を正確に把握するための制度の確立に関する要請を行ってきたが実現に至っていない。動物福祉・管理の観点も含め、犬・猫の飼育実態を把握するための調査は意義あるものであるが、実現に向けての方策について国勢調査への項目追加も考慮に入れつつ、検討したい。

イ 住民票への家庭動物の記載、ペット税の徴収及び動物医療等における消費税減免措置（近畿地区）

- ・①動物の飼育状況の正確な把握のための住民票への家庭動物の記載、②家庭動物と暮らすための義務・権利を明確にするためのペット税の徴収と住民（ペット）共通カードの発行、③共通カードの提示による動物医療費、ペットフード購入費等に関わる消費税の減免

〔考え方・対応等〕

ペット税及び住民票への家庭動物の記載については、新しい観点であり、小動物臨床委員会を中心に、その実現性について検討することとしたい。